



# さいたま市障害者協議会 第14回総会 開催

平成29年5月23日(火) 14時～  
大宮ふれあい福祉センターにて



### 総会開催にあたって

さいたま市障害者協議会  
会長 田口 秀之助

天候が不順ではありませんが、皆様のお元氣な姿を拝見して有り難い事です。ご来賓の皆様、お忙しい中、ご出席いただき、ありがとうございます。

私共さいたま市障害者協議会は、行政の心温まるご支援を、そして、皆様方のご協力をいただき、第14回総会開催となりました。障害者協議会は、さいたま市が政令指定都市となった年に発足し、私で三代目になります。初代、2代目の方は、非常に苦勞をされて発足されたのをよく存じております。

本日は皆さま方の充分な審議を頂き、ご意見を踏まえて会の運営を進めていきたいと考えております。会の運営状況も厳しいところもありますが、どうぞ、これからも協力をお願いいたします。



### ご挨拶をいただきました

さいたま市長代理 さいたま市保健福祉局長 志村 忠信様

本来であれば、市長が出席するべきところですが、公務が重なったため、私が代読をさせていただきます。

田口会長をはじめ皆様方には、日頃よりさいたま市の障害福祉行政の推進につきまして、格別のご支援、ご協力を賜り御礼を申し上げます。

さいたま市は人口百二十八万人を超える都市へと成長してまいりましたが、今後は少子高齢化が進むことが見込まれ、地域力の低下、財政運営の厳しさが増すことが懸念されます。このような状況を見据えたこれからの五年、十年は、さらなる発展に結びつけるために重要な時期だと考えております。強い行財基盤の構築とともに市民の皆様

の「上質な生活都市」づくりを進め、さいたま市の活力を維持してまいります。障害福祉の分野では、障害のあるなしに関係なく皆様の居場所があるまちづくりを進めることが暮らしの安心感を醸成し、生活の質を高めるものとして重要であります。自らの主体性を保持して、安心して生活ができるように環境整備を図ってまいります。これまでも障害者グループホームの整備の促進、就労支援対策、権利擁護の推進に取り組んでまいりました。

本市におきましては、平成二十三年四月にノーモラライゼーション条例を施行

いたしました。昨年の四月には国においても差別的取り扱いや合理的配慮の不提供を禁止した障害者差別解消法が施行されたところであり、今後もノーモラライゼーション条例の理念に基づき、誰もが共に暮らせるまちづくりを進めるとともに条例の周知啓発に努め、条例の理念の推進に全力で取り組んでいきたいと考えております。引き続き、皆様のご支援、ご協力をお願いしたいと思います。



### 二十九年度に向けて さいたま市障害者協議会 副会長 渡辺 浩二

去る五月二十三日に第十四回総会が開催され、二十九年度事業計画案、予算案が承認され、二十九年度がスタートいたしました。

加盟団体の皆様方におかれましては、日ごろからさいたま市障害者協議会、およびさいたま市障害者社会参加推進センターの運営にご理解とご協力をいただきありがとうございます。今後ともご理解とご協力のほどよろしくお願

いたします。

二十九年度にむけては、大イベントであります「障害者週間市民のつどい」のコーナーでの開催が三年目を迎えます。昨年以上に多くの市民の方々に来ていただき、盛り上げていきたいです。それには、昨年の反省を踏まえアイディアなどを出していただき、実行委員、役員、行政が一致協力して、成功に導いていきたいと思っております。

またこのほか障害者社会参加推進事業の「生活訓練」「家族教室」「ノーモラライゼーション条例」の推進のための市民会議、障害のある人の意識向上のための学習会「埼玉障害フォーラム」等に積極的に参加を呼びかけていきます。同時に私達、役員も積極的に参加してまいります。

そして現在、障害者協議会は、十五団体が加盟しておりますが、いま以上に協議会をより強固なものにしていきたいと考えます。それには、加盟団体を増やす必要があります。努力していきたいと思っております。

これからも副会長として、誠心誠意協議会発展のために取り組んでいきますので、よろしくお願いたします。



# よろしく願います

さいたま市保健福祉局福祉部障害支援課長 石留 力

本年四月に、さいたま市保健福祉局福祉部障害支援課長に就任しました石留力と申します。

皆様方には日頃から本市の障害者施策の推進につきまして、格別のご支援、ご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

私は、民間の福祉施設にて十年間の勤務を経て入職し、以来これまでずっと福祉畑を歩んでまいりました。とりわけ区役所の福祉事務所での相談業務を中心に、多くの市民の皆様と接しながら仕事をしてまいりました。そんな私が、今回初めて本庁に異動となりましたが、現場中心の経験しかない私の役目は、今までの経験を生かして皆様からの生の声を聴き、当事者及び御家族のニーズや想いに則した施策・制度を、皆様と共に作り上げていくことだと考えております。障害のある方だけでなく、ご家族・支援者にとっても優しいさいたま市になるよう、努めてまいりたいと思います。

さて、さいたま市の障害福祉所管課は、平成二十八年四月から「障害政策課」と「障害支援課」に分かれ二課体制となりました。

「障害支援課」では、市民生活に直結する業務の専門性を高め、一人ひとりの生活状態や障害に合わせて、ニーズに合ったサービスを提供してまいります。特に、近年増加傾向にある障害者虐待や不正請求の防止といった課題に重点的に取り組んでまいります。

現在、平成三十年度から平成三十二年度のさいたま市の障害福祉施策を推進する計画として位置づけられた、第五期障害者総合支援計画の策定に向けて、地域自立支援協議会や障害者政策委員会、そして市民会議等、有識者の方や市民の皆様にご意見をいただきまして、次期計画がより一層実のあるものになるよう、障害政策課を中心に準備を進めているところでございます。

次に、本年度の障害福祉施策の主要事業についてですが、ノーマライゼーション条例の理念の実現に向けての「障害者の権利の擁護等に関する条例推進事業」や、地域の身近な相談機関として、障害者の生活全般にわたる相談支援を実施する「障害者生活支援センター運営事業」等を位置づけております。先般、ノーマライゼーション条例が施行後五年目を迎えるに当たり、市民会議等で条例についてのご意見を募りましたが、多くの市民の皆様から、条例の理念の一層の周知を望む、との

ご意見をいただきました。また、国の方でも障害者差別解消法が施行されたこともあり、引き続き、ノーマライゼーション条例の理念の推進に全市を挙げて全力で取り組んでまいります。今後とも引き続き、障害者施策の推進に努めてまいりますので、皆様方のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。



総会お疲れ様でした。今年もよろしく願います。



## みんなで出かけてみよう！

さいたま市障害者週間記念事業

### 「市民のつどい」

★12月9日(土)開催

浦和コミュニティセンター10階  
浦和駅東口市民のひろば

★基調講演

「発達障害者のピアニストからの手紙  
～どうしてまわりと

うまくいかないの?～」

広汎性発達障害をもつ野田あすかさんとお母様による ピアノ演奏とお話です。

★アトラクション

浦和学院高校吹奏楽部やマリンバプロムナースなどの演奏

★その他

各作業所による製品販売  
手話教室など体験プログラムも多数企画中です

## さいたま市社会福祉事業団 船戸 均様に お話をうかがいました



◎身近で、よく知っているようで、意外と知らないのですが、事業団はどんなことをしているところですか？

社会福祉事業団は、よく社会福祉協議会と間違えられます。社会福祉協議会は地域福祉の担い手、私たち事業団は施設を経営している団体です。一般の社会福祉法人は、法人自らが施設を建てますが、事業団は、市が建てた公立の福祉施設を運営するために市が作った外郭団体です。

今はさいたま市ですが、合併前、事業団は4市のうち浦和と大宮にしかありませんでした。大宮は昭和50年に、浦和が昭和58年に事業団が誕生しています。事業団のない市では、赤い羽根募金やボランティア育成などと合わせて社会福祉協議会が施設経営していたり、民間に委託していたりすると

が多いのですが、市が設置した施設を運営するために事業団を作ったのです。私が入職したのは、大宮市に二つ目の児童センターができた時です。私の職員としてのスタートは児童館の職員です。

さて、さいたま市の事業団が何をしているか、ですが、グリーンヒルらわという高齢者施設を始め、児童・障害者・高齢者と様々な方を対象とする福祉関連施設（事業所）市内107か所の運営を行っています。一つの所で複数の事業を行っていますので、事業数ですと182事業となります。小さくさんのいろいろな事業を行っているのです、さいたま市社会福祉事業団が何をしているか、分かりづらいかもかもしれません。さらに、施設の運営なので社会福祉協議会のように前面に出てということがない、いわば「黒子」ですから見えにくいですね。たまたま、市のイベントであるふれあいスポーツ大会を事業団が担っていることと、ふれあい福祉センターに事務局があることから、障害者協議会を始め、いろいろな団体の方々とかかわりを持つようになりました。そのことは、社会福祉法人制度改革の中で言われている、「地域の公益的な活動をー」という流れに沿っていると思います。

職員と共に、「福祉のまちづくり」の地下づくりをしました。現在も、推進事業として子どもたちと一緒に障害のある方とまち歩きなどもさせていただいています。「誰もが豊かに暮らせる共生社会」の実現にむけて、実際の市内の活動をサポートもしているところ

です。

私たち事業団の活動は障害・高齢・児童・男女関係なく様々な領域にまがります。事業団では、「総合的包括的支援」を掲げています。施設はいろいろな対象者の方への直接的支援を行ってありますが、ご本人を中心に、周りには民間施設もあれば、病院や行政など様々な機関があります。学校もあれば、みなさんのような団体もある。私たち事業団がすべて行うことではなく、それらをつなぐところのどこかに私たちがもつながらう、関わろうという「総合的包括的支援」という考えで、今、事業団は動いています。市内に様々な拠点を抱える事業団だからこそできることがあると思います。

### ◎これからの課題点と支える力

これは以前から言われていますが、少子高齢化が進み、社会構造が変わり、人口構造も変わってきていますから、社会の担い手は減るわけですね。昔だったら引退していた世代が、支える側に居続けなければならぬ。子どもの人口比率がずっと下がり続けているのですから、将来、社会を支える側が減ってしまうわけです。「我が事・丸ごと」と言いますが、そう簡単に掛け声だけでなんとかなるものではありません。そもそも、少子化を止めなければいけない。出生率は低く、先進国では日本は下の方です。スウェーデン、フランスのように出生率が上がっている国もあります。スウェーデンは男性が育児をすると育児や手当が厚いので、育メンのパパたちが育児しています。昼間公園にいるのは育児中の子連れのパパたち。ママが働きに出るという構造になっていて、出生率が少し上がったといえます。それでも、今、生まれた子が税金を払って社会を支えるのは20年後ですから、効果が出るまでには時間がかかるということ。私たちが国は、労働人口として、これからは働き手の取り合いになってきますね。なおかつ、介護の現場は人がどんどん必要になってきますが、全体が高齢化してきますので、直接支える人はどうするの？という話になってきます。これまで以上に、介護現場を支える人材の確保が大きな課題です。高齢の方も採用していますが、若い職員も採用したいと思っています。今後、海外人材の活用やロボットなどの「機械」の導入が現実的なテーマとなってくると思います。

## ◎いろいろなコミュニケーション

## ↳事業団職員

この仕事に就くということは、選ぶ理由があると思います。例えば、人と関わりたいとか、誰かの面倒がみたいとか、人が好きだったり、子どもが好きだったり。自分はおばあちゃん子だったと言っていた男性職員もいました。「共に生きる」などの大きな理念を掲げていなくても、「人が好き」みたいなささういところが大切ですね。まずは、相手の事を思えるというのがベールにあつてほしい。そこは大事にしたいと思います。対象である「ご本人」を中心に「ものごと」を発想するということのベースになるからです。

さらに、職員同士がきちんと「大人の関係」であつてほしいと思います。それができないと、その構造はそのまま利用者に跳ね返ってしまうと思つています。まず、職場も共生社会でしょう。そこは共に生きるというための職場の「風土づくり」が必要だと思ひます。お互いに思ひ合えるということが働いて、良好な関係ができてくるのだと思います。利用者の方との関係も同じです。その関係が、大きく広がったのが社会ですので、社会がそうなればいいなど。サービスを提供する側、受ける側といいますが、共生社会というならば、そこは上下関係ではなくて、そこでも共生社会のミニ版が存在

するべきだなというふうに思つて仕事をしています。

私も今、法人経営担当なんて役になつていますが、赤字を出さない、黒字経営するというのはもちろんですが、私たちは施設を利用していただいている立場です。利用料や介護保険料、障害サービス給付費、市からの運営費、私たちは仕事を得て、結果的にそれで給料をもらつているわけです。そこはきちんと仕事で返していかなければいけないと思います。事業団何やつているの？という声は、なるべく私たちの耳に届くようにしていただけたらと思います。

昔、若い頃上司に言われたのは、「良い話は後回しでいいよ。後でもゆつくり聞けるから。悪いことを先に報告してほしい。」と。良くないことを先に報告してくれば対応は早くできる。私たちは、「こんな良いことをしました。」と報告に行く。「それはゆつくりでいいよ。嬉しいことは後でみんなでゆつくり喜びあえるじゃない。良くないことは、対応が遅れると後で收拾がつかなくなるから、なるべく早く報告して」と、やんわりと言われました。それは、私は今でも思つてのことです。

## ◎いろいろなコミュニケーション2

## ↳事業団の施設を利用している方や、

ご家族などからの意見・苦情・要望等の相談について

直接その施設の職員に伝えて解決で

きない場合は、事業団の各施設には「苦情解決について」の掲示がしてあります。また、「みなさまの声」というポストが置いてあります。ご利用ください。また、直接施設には言いたくないけど、法人、事業団には伝えておきたいという方もいらつしやいます。もちろん匿名で結構です。私たちがいる事務局にご報ください。ご本人に不利益が生じないようにということを考えて対応いたします。

## ◎いろいろなコミュニケーション3

## ↳事業団と障害者協議会

事業団と地域の団体とのやりとりは、社会福祉協議会と比べるとかなり少ないと思います。

地域で今何が必要なのか？それを事業団ですべきなのか？民間ですべきなのか？あるいは行政なのか？行政はなかなかすぐに対応できない。とする、事業団が何をすべきなのかと、何ができるのか、そのときにいろいろなご意見をお聞きして、「協働して作っていく」みたいなことができると思います。今年度も「ふれあいスポーツ大会」を実施しますが、私たち事業団が中心にかかわるようになって、みなさんのような団体とのかかわりが増えました。具体的に地域にどのようなニーズがあるのか、私たち事業団が何をすべきなのか、地域にどんな課題があるのか、そういったものを伺

うベースにこの障害者協議会があつていいかと思ひます。

## ◎将来に向けて

研究・研修センターを作りたと思ひつています。事業団中心ですけれども、福祉に関する研究と研修、人材育成ができるようなセンターです。みなさんにも参加していただけるような研修などを通して、民間の法人やNPO、地域・市民に還元していけるなどということができるといいですね。市への政策提言などもできるといいし、社協の研修センターとのタイアップもできると思ひます。が、現実的には場所もお金もないんですね。でも、あきらめません。すぐには実現できませんが。

## ◎最後に：

「あなたの笑顔、みんなのしあわせ」をスローガンに掲げる「さいたま市社会福祉事業団」をこれからもよろしくお願ひいたします。

今日は船戸さんの熱い思いがたくさん聞けて良かったです。お忙しい中、お時間を割いてたくさんお話をさせていただきます。紙面の都合上全てを掲載できなかったことをお詫びいたします。ありがとうございました。

聞き手 竹内・平林・鈴木・佐藤

(文責 佐藤美也子)

# 精神保健福祉法改正をめぐって

公益社団法人やどかりの里 増田 一世



## はじめに

私たちに関係の深い法律はいろいろありますが、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（以下、精神保健福祉法）もその一つです。といっても、

障害者自立支援法（現在は、障害者総合支援法）が成立以降、精神障害のある人への福祉サービスや自立支援医療など、日常的に関係の深い内容は、精神保健福祉法から移っていて、精神保健福祉法の主なものは精神科病院への入院の仕組みなどになっています。ご存知のように、精神科病院への入院の仕組みとしては、措置入院と医療保護入院の強制入院と任意入院があります。昨年（二〇一六年）一月から二〇一七年二月にかけて、厚生労働省のもとに「これからの精神保健医療福祉のあ

り方に関する検討会」（以下検討会）開催され、前回の改正から三年目の改正に向けての議論が行われていました。特に医療保護入院の見直しを中心に議論されていきました。ところが、九月

三〇日に開催された第三回の検討会から、ガラッとその審議内容が変わっていくのです。本稿では、精神保健福祉法改正に向けた審議中に何があったのか、そのことが、今回の改正にどのような影響を及ぼしているのか、そして、どんなことが問題になっているのかをお伝えしようと思います。

## 二〇一六年七月二六日、相模原事件

私たちにとって、二〇一六年七月二六日は、忘れられない日になりました。忘れてはいけない日でもあります。相模原の津久井やまゆり園で一九人の障害のある人のいのちを奪い、多くの人を傷つけた残酷な事件が起こりました。そして、事件の容疑者が精神科病院への措置入院歴があることが報道され、八月一〇日には、「相模原市の障害者支援施設における事件の検証及び再発防止策検討チーム」（以下検討チーム）が立ち上げられ、一二月八日に「報告

書―再発防止策への提言」がまとめられました。九月の検討会では検討チームの中間報告が資料として提出され、一二月八日の報告書は、この検討会に引き継がれ、精神保健福祉法改正につながっていったのです。

## 精神保健福祉法改正案国会上程

二〇一七年二月、国会に精神保健福祉法改正案が国会に上程されました。そして、国会議員に向けた法律案の概要にある改正の趣旨には「相模原市の障害者支援施設の事件では、犯罪予告通り実施され、多くの被害者を出す惨事となった。二度と同様の事件が発生しないよう、以下のポイントに留意して法整備を行う」と記されていたのです。さらに、措置入院者が退院後に医療等の継続的な支援を確実に受けられる仕組みの整備として、精神障害者支援地域協議会を設置するとし、その代表者会議に警察官の参加が位置づけられていたのです。

この法案が国会上程される前に、相模原事件の容疑者は、精神鑑定により自己愛性人格障害で責任能力があるとされました。

その後、参議院での審議が始まりましたが、先に触れた「相模原事件の再発防止」などのくだりを削除した追加資料が配布されるなど、前代未聞の出

来事となりました。「法律改正を必要とする立法事実がない」「警察官の役割は」という野党側の追及に、説得力のある回答は一切ないまま、参議院厚生労働委員会、本会議で採決され、衆議院に送られることになったのです。

## 廃案か継続審議か

六月一八日が会期末で、混乱した国会情勢もあり、参議院通過後、衆議院での審議は行われませんでした。廃案を求める声が高まる中で、継続審議となりました。秋の臨時国会で審議されることになるのだと思います。

今回の精神保健福祉法改正案は、精神障害のある人への差別偏見を助長し、精神保健福祉法を治安維持の法律としてようとしていることなど、多くの問題点が指摘されてきています。廃案を求める声を上げていく必要があります。

# 障害者福祉サービスから介護保険制度への移行について

障害者(児)の生活と権利を守るさいたま市民の会 平林 彰



私は現在七十三歳と十ヶ月、障害等級一級の肢体障害者で、現在の要介護度は3です。

五十代半ばを過ぎるまでは、自分で車を運転できたこともあって、当時の移動支援を含むいわゆる障害福祉サービスのたぐいは殆んど利用していませんでしたが、六十歳が近づいたころから利用が増えてきました。その大まかな経緯については以下に述べる通りです。

## \*二〇〇〇年（H一二年）

夏頃より、市町村事業の障害福祉サービスのガイドヘルパー制度の利用を開始

## \*二〇〇六年（H一八年）

四月より障害福祉サービスの家事援助の利用を開始（月一〇時間）

## \*二〇〇八年（H二〇年）

六五歳となり、九月より介護保険の利用が優先され（要介護2）、家事援助は助介護保険に移行

◎この後、転倒による骨折で三回の入院があり、その都度介護保険の利用を増やしてきました。

## \*二〇一七年（H二九年）六月現在、

介護度は3

・利用可能な単位数二六九三一単位

※利用内容

・朝の身支度介護Ⅱ三六五日

（毎日一三〇分）

・家事援助Ⅱ週一回（四五分）

・自宅での入浴介助Ⅱ週三回

・訪問リハビリⅡ週二回（各六〇分）

・電動ベッド及びその手すり、階段周りの手すり、室内用の車椅子とクッション、室内段差のスロープ等々のレンタル。

◎その他、障害福祉サービスでは、

移動支援 月七〇時間

（非課税世帯で無料）

生活サポート 年一五〇時間

一万数千円（一ヶ月）

\*介護タクシー 不定期、タクシー券併用で二〜三千円（一回当たり）

※現在介護保険の単位数が足りなくなったので、障害支援制度の上乗せを継続中です。

最後に、これまで制度を利用してきての感想と比較、利用にあたっての留意点について列挙してレポートを終わります。

## A、不便なところ

①ホームヘルパーで家事援助の場合、

一回の時間は四五分〜二回分続けて利用することはできない。

二回目までの時間を二時間以上あけること。

▼これでは買い物と食事づくりを一回で済ますことはできません。

②杖や車椅子が支給されず、レンタルで使用するように言われる。

▼自分の体のサイズに合わない場合があり、また一割の利用料が掛ります。

◆六十五歳になる前から、障害福祉で給付を受けている車椅子や補装具類、日常生活用具類は、引き続き給付を受けられるので、区役所の支援課の係員にしっかりと伝えることが大切です。

## B、便利なところ

例1、訪問入浴介助の場合、障害福祉サービスでは回数に上限があるが、要介護度ごとに決めてある単位数の範囲で自分に必要な回数利用できる。

例2、ベッドなど高額なものがリースで利用でき、点検や修理、壊れた場合の交換、不要になったときの回収等、リース業者が全てやってくれる。（費用はリース料に含まれる）。

## C、ケアマネージャー（ケアマネ）のポイント

①サービス利用に関することは、全てケアマネがやってくれる。（事業所ヘルパーステーション等も探し、手配など）

②介護保険の利用に関する、役所への書類などの手続きもケアマネが代行

してくれる。

▼ただし、どこの事業所に来てもらうかは、本人が決めることが大切です！

③ケアマネは、ヘルパーステーションに所属している場合が多い。ヘルパーステーションに所属している場合であっても、他の事業所のヘルパーも手配できることになっている。

## D、ケアマネもヘルパーも皆さんと同じ人間

①ホームヘルプや身体介護をして貰う方もそれをする方も、人間同士。

・ケアマネもヘルパーも、経験豊富な人もいれば駆け出しの新人もいる。

・手際の良い人もいればモタモタしている人もいる。

・愛想の良い人もいれば、ぶっきらぼうな人もいる。

☆私は、これらの人達の個性を楽しんで、「今日は大分上手にやってくれているようになったナ」などと思ったりしています。

## E、今、心配なこと

・この次の介護保険の見直しで、要介護1、2が介護保険の給付から外され、市町村事業に移行されるという話があること。

## ◆おわりに

介護を受ける生活を少しでも快適にするためには、やはり、少しは世の中の動きも勉強することが大切と思っております。

以上

# 埼玉県自閉症協会

さいたま市地区  
地区長 二瓶 則子

私たちの会は、一般社団法人日本閉症協会の埼玉県における唯一の加盟団体として、埼玉県に存在する自閉症スペクトラム（自閉症・高機能自閉症・アスペルガー症候群等）の子供を持つ家族が中心になって運営している「家族と支援の会」です。

自閉症は現在のところ、脳の機能障害による、広汎な領域における発達の偏りと考えられています。大きな特徴としては、対人関係に困難さや、コミュニケーションの困難さ、興味や関心の範囲が狭いこと。また、変化に対する不安や抵抗がある、という3つの特徴のほか、感覚に異常（感覚さ、鈍感さ）なども見られます。また、知的障害を併せ持つ人から、知的障害を伴わない人（高機能障害やアスペルガー症候群）まで様々ですし、LDやADHDの特性を伴っている場合もあります。県全体支援者に自閉症の人たちの特性を理解した正しい支援方法を学んでもらうこと、そして子供たちに楽しい思い出を作ってもらうことが狙いの長期継続プログラム「すまいるプログラム」を、毎年二月ごろに自閉症児。者

の作品展を開催し、会員のお子さんの作品展示（絵画、書、手工芸品、陶芸、木工）と、自閉症説明パネル・啓発DVD放映等を一般の方々に理解を深めていただけるように活動しております。その他に研修会等の開催なども実施しています。

また、毎年【世界自閉症啓発デー】では、街頭等による啓発活動も実施しております。

埼玉県自閉症協会さいたま市地区は地域障害者団体、「さいたま市障害者協議会」と「NPO法人さいたま市障害者難病団体協議会」に加盟団体として、日々地域の活動に参加しております。



## 編集後記

薄暗い空間に立ち尽くす立像。会場では手を合わせながら祈っている人々。阿修羅像は笑みを浮かべて、視線は彼方を見ている。時代が変わっても人の感動する気持ちは変わらない。当時の人たちはどんな気持ちで、何を祈っていたのだろうか。それを思うと目頭が熱くなるのを感じました。人間は、喜び・悲しみ・苦しみを抱えながら生きています。私は仏像を見ることによって癒しになり、心の平常心を保つことを体得しました▼精神障害者相談員による電話相談がスタートしました。要件を電話すると、内容に応じて、適切なアドバイスをしてくれます。このサービスを当事者及びご家族の方にも知ってほしいと思います。たった一人で悩みを抱えないで、相談員のもたらす言葉に、安らぎや、計り知れないものを得ることができると思っています。

さいたま市精神障害者家族会連絡会

鈴木 義男

さいたま市障害者協議会  
会報あ・うん第23号  
発行 さいたま市障害者協議会  
会長 田口 秀之助  
編集 さいたま市障害者協議会広報委員会  
〒330-0801 さいたま市大宮区土手町1-213-1  
大宮ふれあい福祉センター 4階  
TEL 048-653-7271  
FAX 048-653-7341  
http://www.saitama-planet.com/  
e-mail saitamacity-handynet@bz03.plala.or.jp

この会報は、共同募金の配分を受けて発行されています。